

1 委託業務名

広島県広報支援業務（動画・WEB）

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の背景

現在の少子・高齢化による人口構造の変化や、東京一極集中に起因する若年層を中心とした社会減など、地方を取り巻く環境が大きく変化していく中であっても、将来にわたり、「ひろしま」が県内外の皆様から支持され選ばれ続けることが必要である。そのためには、将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と思ってもらえる県民の方を増やしていくことが重要となる。

4 業務の目的

広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったよかったと思ってもらうために、県の取組を知ってもらい、理解してもらうことで評価してもらうことを目指す。特に若者をターゲットとしてデジタルを強化している中で、県の取組を理解してもらいやすいコンテンツとして動画・WEB記事を活用した情報発信を強化する。

そのためには、年代・性別等の属性や情報入手経路を踏まえ、効果的なメディアを選択し、ターゲットにダイレクトに届けることが重要である。このため、オウンドメディア「徹底解剖！ひろしまラボ（以下、「ラボ」という。）」を活用し、40代以下の世代に向けては、訴求力がテキストや画像を上回る動画を、広島県公式SNSを通じて効果的に活用する。

5 指標

この業務を通じて達成したい指標

（指標は最低基準とし、企画提案に基づき決定する）

(1) 動画

- 動画1本につき、視聴率40%以上、動画視聴時間は動画尺の60%以上とする。
- 動画1本につき、YouTube、TikTokでの合計再生回数の最低基準を10万回とする。  
※動画はYouTube、TikTok、Instagram（リール）、X、Facebookでの運用を想定。

(2) WEB記事

- 記事1本につき、CV獲得率※12%以上とする。  
※CV：精読率とし、算出方法は提案による。
- 記事1本につき、広告によるPV数を10,000PV以上とする。

## 6 委託業務の内容等

取組への理解促進に向けた動画コンテンツ・WEBコンテンツ制作を委託する。

具体的には、次の(1)～(4)に掲げる業務を実施する。

### (1) 動画編集・WEB記事制作

#### ア 制作本数

- 県の取組についてのショート動画1本とWEB記事(文字量1,000文字以上)1本を1セットとした20セットを制作し、納品すること。

※上記の納品を原則とするが、テーマによっては動画のみ、記事(静止画含む)のみのパターンもあり得る。

- 作成頻度は月3本程度。なお、納品は公開日の8日前とする。
- 制作に入る前に、動画・記事制作スケジュールを作成し、提出すること。

#### イ 制作内容(動画)

- 1分以内のショート動画とすること。
- 広島県の取組であることが分かる内容とすること。
- コンテを作成し、県と協議の上決定し(校正上限2回)、それに沿った内容とすること。
- 動画の離脱率を下げ、視聴維持するための方策を含めて提案すること。なお、動画で使用する映像・静止画は受託者が撮影・作成したものを基本とする。
- 動画の校正は2回までとする。

#### ウ 制作内容(WEB記事)

- 記事1本につき、記事タイトル・概要文(80～100文字)・記事に挿入する静止画(アスペクト比:16:9、画像サイズ:メイン(一枚)は横1200×縦675px/jpg、その他は横960px×縦540px/jpg)を、県へ納品する(元データも提供)。
- 広島県の取組であることが分かる内容とすること。
- 構成案を作成し、県と協議の上決定し(校正上限2回)、それに沿った内容とすること。
- スマートフォンで読むことを想定し、読者が最後まで読了することを意識した、分かりやすく興味を持てる構成を提案すること。なお、記事に挿入する静止画は受託者が撮影したものを基本とし、見出し直下には写真の挿入を必須とする。
- 記事タイトルや概要等については、どのような意図で記事の構成(タイトルや見出し)を組み立てたのかなどのSEO対策や、AIO/AISOへの対策・考え方を含め提案し、協議の上、決定すること。
- 記事の校正は2回までとする。

#### エ 制作内容(共通事項)

- テーマ・ターゲット層は、県が選定し、受託者と協議の上で決定する。

- 取材を行う場合の取材対象者との調整等は、受託者において、次の手順により行う。なお、取材先は、広島県内とし、1記事あたり1回を基本とする。
  - ① 取材対象者へ連絡し、取材日程等を調整した上で、取材・撮影を実施する。
  - ② 静止画を選定し、記事原稿を作成し、動画を作成し、県のチェックを受ける。
  - ③ 県チェック後の記事・静止画・動画について、取材対象者への確認及び掲載の承諾を得る。
  - ④ 取材対象者の承諾が得られた記事・静止画・動画を県に提出する。

※納品された成果品をもとに、県のオウンドメディア（ホームページ、SNS）のページ制作や動画投稿は県において行う。

#### オ その他

- 納品物の著作権は県に帰属する。著作者人格権は行使しないこととする。

### (2) 制作した記事や動画のSNSへの投稿文制作・広告配信・分析

#### ア SNSへの投稿文

- 動画をSNS（YouTubeショート、TikTok、Instagram（リール））へ投稿する際の投稿文を作成すること。
- Instagramについては、サムネイルも作成すること。なお、デザインはテーマごとに考案すること。
- X、Facebookでの記事への誘導投稿文を作成し、納品すること。
- 上記SNSへの投稿は県が行う。

#### イ 広告配信

- 動画はYouTubeショート、TikTokに投稿する規格とし、1本あたりの視聴率●%以上、動画視聴時間を動画尺の●%以上、動画再生数●万回以上（企画・提案に基づき決定する。ただし、「5 指標」で示した数字以上。）の達成に必要な動画広告を実施する。
- WEB記事は、1記事当たりCV獲得率●%以上、●PV以上（企画・提案に基づき決定する。ただし、「5 指標」で示した数字以上。）の達成に必要な誘導広告を実施する。
- 性別、年齢など、各テーマのターゲットに効果的に届けることのできる方法や媒体を検討し、提案すること。
- 広告実施にあたっては、事前に広告媒体ごとに、ターゲット、シミュレーションを提出し県に協議した上で、実施する。

#### ウ 分析

- WEBについては、流入経路、検索キーワード、クリック率、精読率、ページ滞在時間、スクロール率、離脱箇所等から、なぜ読まれたのか／読まれなかったのかを分析し、それに対する評価・考察・改善案を提出すること。

- 動画については、視聴率、視聴時間、離脱箇所等から、なぜ見られたのか／見られなかったのかを分析し、それに対する評価・考察・改善案を提出すること。
- 広告については、広告シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック率、クリック単価、スクロール率、ページ滞在時間、視聴率、視聴時間等）とそれに対する評価・考察・改善案を提出すること。
- ラボアクセス数の指標達成に必要な計測は、G A 4 の閲覧権限を付与することができる。
- 分析において、GTM設定が必要な場合は、作業指示書を県に提出すること。
- それぞれの分析について、毎月10日までに、前月までの実績をレポートにまとめて提出すること。

### (3) 定期報告

- 受託者は、月1回以上、県との定例協議を行い、定例協議時には、前日までにアジェンダと資料（目標の進捗状況、分析レポートは必須）を提出する。
- 定例協議の他にも、必要に応じて県との打ち合わせを行うものとする。
- 受託者は、県との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに県に提出するものとする。

### (4) その他

- 企画・提案したA I O / A I S O 対策等に即して、具体的方策や手順を示した上で、県と連携して取り組むこと。
- 業務の実施に際し、県の要請に速やかに応じること。

## 5 業務の執行体制（適正な人員配置）の確保について

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務も行うこと。

- ・ 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業との密接な連絡・調整を行うこと。
- ・ 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ・ 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

## 6 提出書類・成果品

### (1) 年間スケジュール表

電子データで提出すること。形式任意（期限：契約締結後14日以内）

## (2) 進捗管理報告書

電子データで提出すること。県が指定する様式（期限：翌月10日まで（毎月））

## (3) 業務完了報告書

電子データで提出すること（期限：令和9年3月31日）

## (4) 制作した記事・静止画・動画などの資材

電子データで提出すること。静止画については、元データも併せて提供すること。納期は、県と協議・調整し、県から指示を行うものとする。

## 7 成果の帰属

ア 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

イ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

## 8 著作権の帰属

- (1) 本件業務の全ての成果物に係る著作権、所有権その他の権利は県に帰属し、受託者は、県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) また、県は、本件業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本件業務の成果物（記事・静止画・動画等）の使用（加工を含む。）を許諾できるものとする。
- (3) 本件業務の作成に必要な許諾取得は受託者で行うものとする。
- (4) 本業務による成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属する。

## 9 その他

- (1) 業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。
- (2) 委託費には、広告配信費及び制作費、人件費等、業務にかかるすべての経費を含むこと。
- (3) 業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、広島県と受託者とで協議して業務を行うものとする。
- (4) 受託者は広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。